

# 北大東村景観計画

—うふあがり島の景観づくり—

北大東村



## 目 次

第1章 景観計画の考え方	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の体系	3
第2章 景観特性と課題	4
1. 景観とは	4
2. 構造的景観資源	4
3. 景観特性と課題	11
第3章 基本理念と区域設定	29
1. 基本理念・目標	29
2. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）	30
3. 景観エリア区分	31
第4章 良好な景観形成に関する方針（法第8条第2項第2号）	33
1. 基本方針	33
2. 景観エリア別方針	36
第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）	45
1. 行為の届出	45
2. 景観形成基準	48
第6章 良好な景観形成に関するその他の方針	51
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第4号）	51
2. 景観重要公共施設の整備に関する方針	51
3. 景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項	52
第7章 計画の実現に向けて	53
1. 推進に向けての考え方	53
2. 関連法令等の活用	53
3. 村民による自主的な景観形成の推進と支援	53
4. 国や県との連携強化及び役場内における体制づくり	55







## 第1章 景観計画の考え方

### ◆ 1. 背景と目的

大東諸島は、約4800万年前、現在のニューギニア諸島付近の火山島として誕生したと言われ、一度海に沈下し頂上にサンゴ礁が堆積しながらフィリピン海プレートに乗って北上を続け、約600万年前に隆起し、長い年月をかけて現在に至っています。

島には、貝塚など、古い時代の人類の居住の証拠となる埋蔵文化財が発見されていないことから、太平洋上に浮かぶ絶海の無人島であったと考えられています。

北大東島は、沖縄では古来より、はるか東にある「うふあがり島」と呼ばれ、沖縄のニライカナイ信仰の対象となっていました。

明治18年に日本領土となり、その後の調査で肥沃な土壌に恵まれていることが判明し、開拓者が幾度となく上陸を試みましたが、島の厳しい自然が開拓者の前に立ちはだかり上陸断念を繰り返してきました。

明治36年に八丈島の開拓民が上陸を果たし、燐鉱石の採掘で活気を呈し、沖縄本島北部や伊是名、宮古、八重山から多くの動労者が渡ってきました。第一次世界大戦時には燐鉱石の需要が高まり、最盛期には台湾からの出稼ぎ者で島の人口は4千人を超えていました。

第二次世界大戦後は、アメリカが大型機械を導入し大規模な燐鉱発掘を行ったことにより、品質が低下し燐鉱所は昭和25年に幕を閉じました。その後、製糖業へと産業の転換を図り燐鉱の島からサトウキビの島へと生まれ変わり、昭和47年の復帰以降、沖縄振興計画に基づき農業基盤整備が推進されてきました。

開拓移民が上陸する以前は、島の至る所にダイトウビロウが自生していましたが、燐鉱採掘やサトウキビの生産基盤整備により、多くが焼き払われ今では中野地区のビロウ群落や屋敷林に残されています。このように、人々の生産活動によって島の古来の風景は変わってきましたが、今では風にそよぐサトウキビ畑が島を代表する風景となっています。

一方で、大陸から隔離されてきた南北大東島には、固有の動植物が<sup>ながまく</sup>長幕等の斜面林に生息しているなど、固有の景観資源も残されています。

また、島の文化は八丈島や沖縄からの移民によって、それぞれの文化が継承・融合して北大東独特の文化が形成されており、島の魅力となっています。

このように、島の景観は村民の生活や生産活動を通して変化してきました。今後とも新たな美しい景観を創り出すことも大切ですが、北大東島に残された貴重な資源については、将来にわたって残すことも重要です。

本計画は、村民の生活を豊かにし地域の発展に資するため、景観形成の観点から地域資源の保全・活用を図るとともに、次の世代に良好な景観を残す計画づくりを行うことを目的とします。なお、景観形成については、村民や事業者、村役場が一体となった取り組みが必要とされることから、村民や事業者の意向を踏まえ地域の個性及び特色を伸ばし魅力ある地域づくりに取り組みます。

## ◆ 2. 計画の位置づけ

### (1) 法による位置づけ

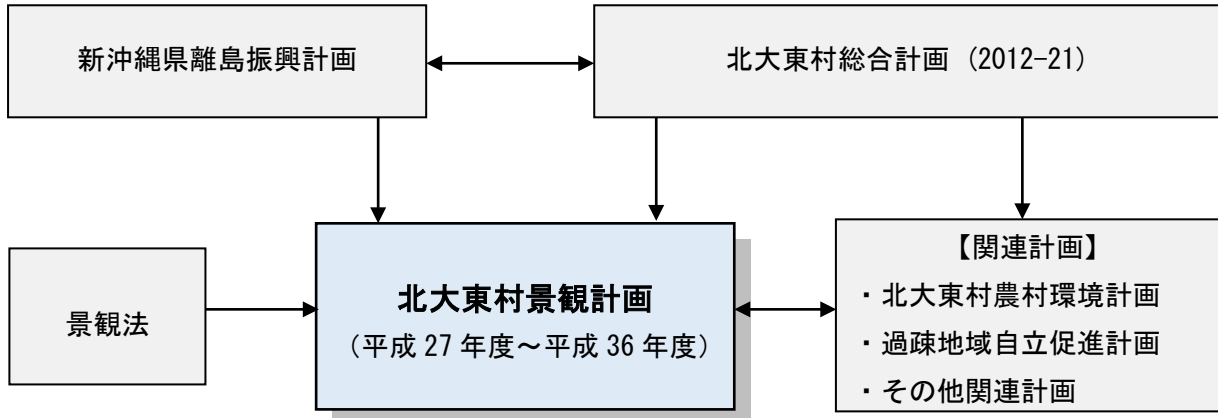
本計画は、景観法（平成16年施行）の第8条に基づく景観計画として策定します。景観法に規定される項目（第8条第2項）のうち、本村の特性に配慮し以下の6項目について定めます。

- ①景観計画の区域
- ②景観計画の区域における良好な景観形成に関する方針
- ③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針
- ⑤景観重要公共施設の整備に関する方針
- ⑥景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

特に、上記の項目の中で「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に定められた基準等については景観法第8条第2項第3号に該当し、行為の主体者は規定に即した手続き等が義務付けられます。

### (2) 上位・関連計画による位置づけ

本計画は、景観法に基づき、「第三次北大東村総合計画」や「新沖縄県離島振興計画」に沿うとともに、「北大東村農村環境計画」や「過疎地域自立促進計画」等の関連計画との整合を図り策定します。



### (3) 計画期間

本計画の計画期間を平成27年度から平成36年度とし、10年を区切りに計画の見直しを行うものとし、社会情勢の変化や上位計画及び関連計画の改定に伴い、本計画の見直しの必要性が発生した場合はこれらとの整合を図るため、適宜必要な変更等を行います。

◆ 3. 計画の体系

【理念】

壮大な時の流れの中で、未来へつなぐ“うぶあがり島の景観”づくり

【目標】

1. 有史以前から続き、人を寄せ付けない厳しさを持つ壮大な自然海岸の景観を大切にします。
2. 厳しい自然環境から、人々や動植物の生活を守っている長幕など緑の景観を守り育てます。
3. 生活を豊かにする田園の景観を守り育て、自給自足や新産業につながる景観を創造します。
4. 開拓以来、移り変わってきた生活様式を学び直し、北大東らしい集落景観を守り育てます。
5. 祭や太鼓など、先人から引き継がれ島の個性を形成する歴史・文化の景観を守り育てます。
6. 来訪者が五感全体（音・香り・味・空気感・景色）で北大東を感じ取れる景観を創ります。
7. 一つひとつの活動をつなぎ、北大東らしい景観を実現する協働の仕組みづくりを進めます。

【景観計画区域等】

景観計画区域：北大東島全域  
 重点地区：中野地区、南地区、県道184号線、村道3号線、村道2号線  
 最重点地区：港地区

【景観特性と課題】

- (1) 自然景観
  - ・自然海浜
  - ・斜面緑地（長幕等）
  - ・池、湿地
- (2) 産業の景観
  - ・農地
  - ・輪作農業
  - ・漁港
  - ・空港
  - ・工場
- (3) 生活の景観
  - ・集落
  - ・幹線道路
  - ・公園
  - ・その他の公共公益施設
- (4) 歴史・文化の景観
  - ・神社、祭り
  - ・燐鉱石採掘産業遺構群
- (5) 眺望景観
  - ・黄金山、ハマユウ荘展望場等

【良好な景観形成に関する方針】

- <全体方針>
- (1) 島の形成にかかわる景観を大切に守り育てます
  - (2) 村民の生活を豊かにする景観形成を行います
  - (3) 北大東村を印象づける景観形成を行います
- <エリア別方針>
- (1) 海岸エリア
  - (2) 山林原野エリア
  - (3) 池・湿地エリア
  - (4) 農業用地エリア
  - (5) 集落エリア
  - (6) 重点地区

【良好な景観形成のための行為の制限に関する事項】

- <行為の届出>
- (1) 建築物及び工作物の届出行為
  - (2) 建築物及び工作物以外の届出行為
- <景観形成基準>
- (1) 建築物及び工作物に関する基準
  - (2) 建築物及び工作物以外の基準

【良好な景観形成に関するその他の方針】

- (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針
- (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針
- (3) 景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

【計画の実現】

- (1) 推進に向けての考え方
- (2) 関連法令等の活用
- (3) 村民による自主的な景観形成の推進と支援
- (4) 国や県との連携強化及び役場内における体制



## 第2章 景観特性と課題

### ◆ 1. 景観とは

景観法に示される良好な景観とは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成されるもので、適正な制限（地域におけるルール）の下に整備及び保全を図らなければならないものです。また、観光やその他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みを行わなければなりません。更に、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することも良好な景観形成には欠かせません。

本村における景観とは、自然海岸、緑地（樹林等）、沼・湿地等の自然、農漁村の集落や農地、漁港、住宅等個々の建築物、道路・公園等の公共施設、歴史文化資源としての神社など目に見える島の空間が形成するものだけでなく、神社などで行われる祭事、更には地域に継承されている伝統文化等々人の営みも含み、目に見えるものだけでなく音や香り、島の空気感など肌触りを含め、人が持つ五感全てで感じ取れるものと言えます。

景観形成の目的はこれら全てに働きかけ、村民が豊かに暮らしていけることのできる地域社会を形成することにあります。

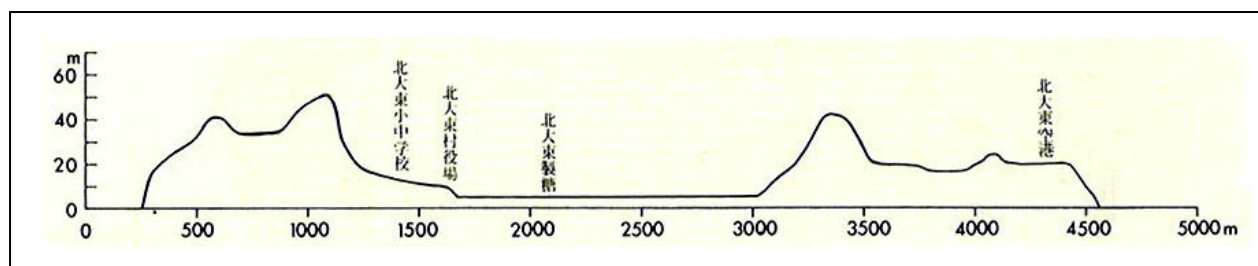
### ◆ 2. 構造的景観資源

#### （1）構造的景観資源

本村の構造的景観は、島の成り立ちと深く関わっています。北大東島は環礁が数回にわたって隆起したものと思われ、隆起した環礁は環状丘陵地を形成し、<sup>ながまく</sup>長幕と呼ばれる斜面緑地帯を形成し、その内側に、低い盆地や沼・湿地が広がっています。また、海岸も環礁が隆起して形成されたもので島の形状でみる限り、2回の大きな環礁隆起により、海岸沿いは荒々しい自然海岸が島全体を取り囲み、その内側に自然豊かな環状の斜面緑地が形成されています。

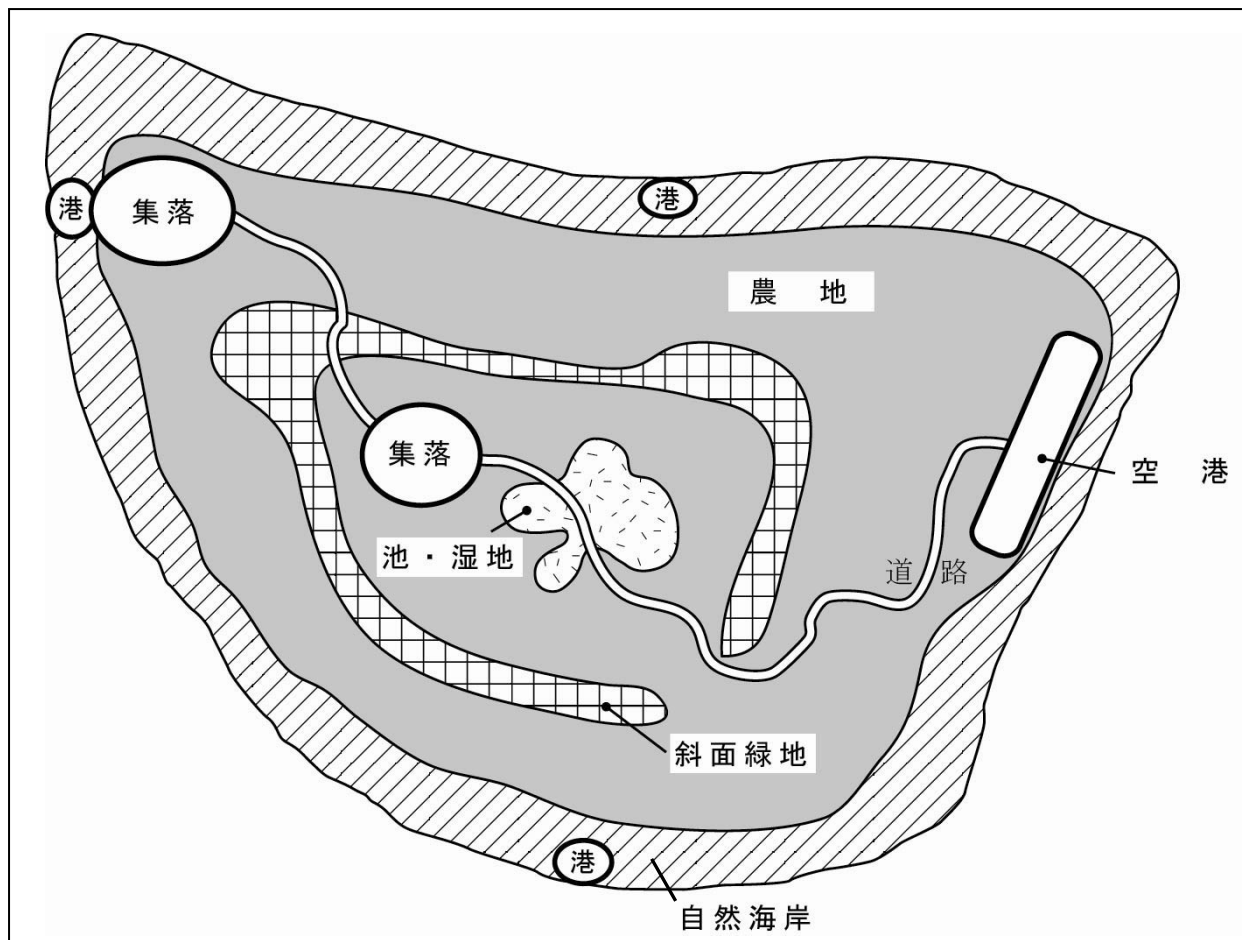
その他の地域では、人々の生活や生産活動に伴い港地区や中野地区の集落が形成され、農業基盤整備事業により管理の行きとどいた田園風景が広がっています。また、空港から各集落を結ぶ基幹道路が整備されおり、生活軸が形成されています。

#### 【断面図】





【景観構造図】



1) 自然景観

①自然海岸

壮大な風景が広がる海岸線は、荒々しい海と海水によって造形された石灰岩の彫刻が立ち並び、北大東の自然の厳しさを象徴する景色となっています。また、海岸植生が環境省の特定植物群落に指定されています。



自然海岸（断崖と波しぶき）



自然海岸（奇岩）

②斜面緑地

長幕<sup>ながまく</sup>を含む斜面緑地は、幕内の農地を潮風から守る防風防潮林としての役目と、南北大東島固有の貴重な動植物の生息の場となっています。また、長幕<sup>ながまく</sup>の植生や幕内の植生が環境省の特定植物群落に指定されています。



斜面緑地 1



斜面緑地 2

③池、沼地

多くの野鳥が生息し渡り鳥が飛来する赤池、大池は農業用水としても利用されています。また、池や湿地一帯は鳥獣保護区特別保護地区に指定されています。



赤池



大池



2) 社会景観

①集落

集落内の建物は概ね1階～2階建て揃っており、屋敷内の樹木も多く落ち着いたたたずまいとなっています。個々の農地に寄り添うように建てられた住宅は屋敷林により囲まれ個性ある景観となっています。



中野地区



港地区



南地区

②農地

農業基盤整備事業等により整備された農用地は、整然とした管理の行き届いたサトウキビ畑や馬鈴薯畑等が広がり、のどかな田園風景を形成しています。



整然とした農地



馬鈴薯

## ③空港、港

空港入り口には北大東村の村章をデザインしたモニュメントが設置され、来訪者を出迎えています。港（北港、西港、江崎港）では、漁船の出航や上陸、フェリーの乗客や荷物の移動にクレーンを使用し、他の地域では見られない北大東らしい個性的な風景が見られます。



空港



西港

## ④道路

県道 184 号線及び村道 2 号線は、空港から中野や港の各集落を結ぶ幹線道路で、沿道には公共施設も多く立地し、のどかな田園風景や集落内の松並木など、緑豊かな風景が見られます。また、近年、道路の拡幅整備により幅員や線形が改善され、歩道が設置されるなど、機能強化が図られています。



中野地区の道路(村道 2 号線)



月桃工場前の道路(村道 2 号線)



(2) 土地利用規制

島の景観保全に貢献する各種法律における土地利用規制としては、農地の大半に農用地区域、自然海岸や斜面緑地に保安林、池や湿地に鳥獣保護特別保護地区、長幕<sup>ながまく</sup> 一体に国指定天然記念物、北鍾洞に県指定天然記念物が指定されています。この他、北港・西港・江崎港に港湾区域、現在工事が進められている北大東漁港には漁港区域が指定されています。

地域指定等一覧表

種類・名称	根拠法令	指定(策定)年月日	指定面積等	規制内容
<b>&lt;農業・森林関係&gt;</b>				
○農業振興地域			1,195ha	農用地区域を参照
○農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律		677ha	①土地利用についての勧告:農用地区域内にある土地が農用地利用計画において必要がある時は、その土地の所有者又は使用及び収益をする者に対しその土地において指定した用地に供すべき旨を勧告することができる。 ②開発行為の制限:農用地区域における開発行為については許可が必要(第15条の5)。農用地区域以外の開発行為についても、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められる時は、開発行為者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることができる。 ③農用地等の転用の制限:農用地区域内にある農地法第2条第1項に規程する農地及び採草放牧地についての同法第4条第1項、第5条第1項及び第73条第1項の許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。
○森林地域	森林法		390ha	①森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画の対象となっている民有林(ただし、保安林、保安施設地区の森林を除く)の立木を伐採するには市町村長にその旨を届出なければならない。 ②開発行為をしようとする者は知事の許可が必要である(ただし、保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く)。 ③火入れをしようとする場合は、森林又は土地を管轄する市町村長に許可を受けなければならない。
○保安林(潮害防備)	森林法		331ha	①立木竹の伐採、村外、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の伐採、土石、樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更しようとする者は許可が必要。 ②保安林を他の用途に転用する者は、保安林解除の手続きが必要。
<b>&lt;環境保全関係&gt;</b>				
○鳥獣保護区特別保護地区(希少鳥獣生息地)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成16年11月1日～平成36年10月31日	234ha (大東諸島)	建築物その他工作物の新築・改築・増築、水面の埋立て・干拓、木竹の伐採について許可が必要
<b>&lt;文化財保護関係&gt;</b>				
○国指定天然記念物(長幕崖壁及び崖鍾の特殊植物群落)	文化財保護法	昭和50年3月18日	6.5ha	①規制地は、原則として現状の変更を行うことは出来ない。 ②現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為についての許可が必要。
○県指定天然記念物(北大東村字中野の北泉洞)		昭和60年3月29日		①土地の所在等の移動について届出が必要。 ②現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為についての許可が必要。
<b>&lt;海岸、港湾、漁港関係&gt;</b>				
○北大東港	港湾法	平成12年2月14日	84ha	①水域(上空100mまで、水底下60mまで)又は公共空地の占用。 ②水域又は公共空地における土砂の採取。 ③水域施設、外かく施設又は係留施設等の建設又は改良。 ④その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為。
○北大東港臨港地区	都市計画法、港湾法	平成20年3月21日	7.4ha	①水域施設、用水きよ又は排水きよ建設又は改良。 ②廃棄物処理施設で制令で定めるものの建設。 ③工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める以上の新設又は増設。 ④その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある施設の建設又は改良。 ⑤分区の区域内において、分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等。上記について工事の開始日の60日前までに届け出ること。
○第3種漁港(県管理)南大東漁港	漁港漁場整備法	平成19年12月13日	633ha	水域又は公共空地において工作物の建設、改良、土砂の採取、土地の掘削、盛土、埋立て、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の占用等の行為については許可が必要。

資料: 沖縄県土地利用規制現況図説明書(平成22年3月)

【土地利用規制現況図】



凡		例	
	都市計画区域		急傾斜地崩壊危険区域
	市街化区域		砂防指定地
	市街化調整区域		地すべり防止区域
	用途地域(線引及び未線引都市計画区域)		河川区域
	農業振興地域		鳥獣特別保護地区
	農用地区域		史跡名勝天然記念物
	森林区域		埋蔵文化財包蔵地
	国有林	海岸保全区域	
	保安林		水産庁所管
	自然公園地域		港湾局所管
	特別地域		河川局所管
	特別保護地区		農村振興局所管
	海中公園地区		港湾区域
	自然環境保全地域		港湾隣接地域
	特別地区		臨港地区
	風致地区		漁港区域

## ◆ 3. 景観特性と課題

## (1) 自然景観

## 1) 自然海岸

サンゴ礁が隆起してできた北大東島には、断崖が島を取り囲み容易に人を寄せ付けない自然の厳しさを備えた壮大な風景が残されています。また、外洋のうねりが陸地に打ち付け潮がはじけ飛ぶ様子やその音、潮の香りは自然の雄大さを五感で感じることができます。

このような、圧倒的な自然に対し、人々は岩礁を切りだし干潮時に遊泳できる沖縄海を整備するなど、厳しい自然を活用し生活を豊かにしようと努力してきました。また、海水によって削られた奇岩には、動物などの形に似た岩に名前を付けるなど、村民は楽しみの一部として取り入れています。



西海岸（断崖が島を取り囲んでいる）



海水浴が楽しめる沖縄海（干潮のみ）



荒波や浸食によって形成された奇岩が並ぶ海岸

## &lt;課題&gt;

このように、圧倒的な自然に対し、村民は沖縄海をはじめ港湾や空港等、人々の生活や産業の振興に欠かせない施設整備を進めてきました。今も新たな漁港整備による産業の活性化や島を周回する道路整備が進められており、優れた景色を手軽に楽しめるようになっています。

自然海岸は、島の骨格的な景観資源であることから、施設整備を行うに当たっては環境への配慮を十分に行うとともに、資源（切り出したドロマイトなど）の再利用が求められます。



## 2) 斜面緑地（<sup>ながまく</sup>長幕等）

環状の斜面緑地帯は、島の厳しい自然環境から集落や農地を守る防風防潮林としての役割を担うなど、村民の生活や生産活動に欠かせない資源です。また、<sup>ながまく</sup>長幕を中心とする緑地帯は南北大東島固有の貴重な動植物の生息の場となっており、斜面緑地は島に生きる全てのゆり籠となっています。

世界で南北大東島にしかいない植物としてダイトウセイシボク、オオソナレムグラ、ウスジロイソマツ、ダイトウワダン、ダイトウシロダモ、ダイトウビロウの6種が生息しています。この他、日本で南北大東島のみ分布する植物6種、沖縄県内で南北大東島のみ分布する植物8種など、南北大東島は貴重植物の宝庫と言えます。これらの多くが<sup>ながまく</sup>長幕に自生しています。

動物では、ダイトウオオコウモリが固有亜種として国の天然記念物に指定されています。その他の固有亜種としては、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロが生息しています。昆虫類ではダイトウヒラタクワガタ、ダイトウヒメハルゼミ、ダイトウマメクワガタ等9種の希少種が見られます。



中野のピロウ群落（村の天然記念物に指定）



固有亜種や貴重種の生息地となっている<sup>ながまく</sup>長幕と斜面緑地

### <課題>

<sup>ながまく</sup>長幕を含む斜面緑地は、村民の生活や生産活動を守る重要な資源であることから、その機能が損なわれないよう保全が求められます。また、本村でしか見られない貴重な動植物が多く生息していることから、生息環境の保全が求められます。特に、<sup>ながまく</sup>長幕を含む斜面緑地と農地の境など島のいたるところに繁殖力の強いギンネムの生育が見られることから、貴重な植生を保護するためにもこれら有害植物の対策が求められます。

一方、貴重種の島外持ち出しも確認されていることから、これらへの対策を講じる必要があります。また、貴重種を觀に島を訪れる人もいることから、資源を守りつつ観光客の要望に応えられるよう努める必要があります。



### 3) 池、湿地

池や湿地は、サギ等の渡り鳥の休息地となっているほか、カワセミが生息する等多くの鳥類が確認され鳥獣類の繁殖地となっています。また、スッポンの姿もよく見られます。池の周りには海岸に生息するアダンが自生するなど、島の成り立ちに関わる珍しい景色が見られます。

少し前までは、池で泳ぎ、釣りをする等レクリエーションの場としても利用していたようですが、水質の問題もあり今は農業用水の利用が多くなっています。



湿地



赤池



大池（平成12年要覧より）

#### <課題>

池や湿地は、鳥獣の生息に欠かせない場であることから、環境保全が求められます。特に、近年の大規模な農業の基盤整備に伴い、農薬の使用量が増え、池や湿地に農薬が流れ込んでいる可能性があり、水質への影響が懸念されます。また、湿地帯に隣接して灌漑排水事業が進められており、湿地の環境に配慮した整備が求められます。

## (2) 産業の景観

### 1) 農地

農業基盤整備事業により大規模な農地が形成され、農地を仕切る防風防潮林は、農家の意向によりダイリソグットウ、シャリンバイ、ネズミモチ、テリハボク、ハイビスカス等を植栽しています。この他、ドロマイトの石積み(擁壁)が北大東らしい景観を構成する要素となっており、美しい田園風景を形成しています。

一方、灌漑排水事業によって整備された農業用水池はコンクリートで固められ、無機質な景観となっています。



防風・防潮林により仕切られた農地



ドロマイトの石積みで囲った農地



農業用水池とポンプ室 1



農業用水池 2

### <課題>

農業用水の不足により灌漑排水事業が進められていますが、池周辺の緑化やポンプ室の色彩の配慮など景観形成への取り組みが求められます。

ドロマイトの石積みによる擁壁は、端正に美しく積まれ堂々としており景観的に良好ですが放置すると雑草が繁茂し景観を阻害する恐れがあり、これらへの定期的な対応が求められます。

また、防風防潮林に使用する樹木については、幕内や幕外の環境に配慮し、島の生産に貢献する植物、農地の景観木として農用地景観を豊かにする樹種の選定が求められます。



## 2) 輪作農業（サトウキビ、馬鈴薯、南瓜）

本村の農業は、サトウキビを中心に馬鈴薯や南瓜等を栽培しています。サトウキビは1月から3月にかけて、広々とした農地に大型のハーベスターが入り機械による収穫の風景が見られます。

また、エコファーマー認定農家による馬鈴薯栽培が行われ、低農薬「日本一早い新じゃが」として2月頃から収穫の時期を迎え、観光客を対象に収穫体験を実施し農家との交流を行っています。南瓜は2月頃から収穫に入り、糖度が高く人気の商品となっています。

J Aが管理するパン工場では、ジャガイモパンやパイナップルを使ったパウンドケーキを作っており、この他じゃがいも麺、月桃ちんすこう等の特産品も作られています。



ハーベスターによる収穫風景



馬鈴薯の収穫風景

### <課題>

島の基幹産業である農業は、大規模化や機械化により安定した収入が得られるようになってきました。しかし、村で生産する作物の大半は、村外・県外へと出荷され生産する作物の種類も少ないことから、食の自給率が低く大半の食材を島外から移入しています。食の安全・安心を確保するため、野菜等の自給率の向上が求められます。また、多様な作物による生産性の向上や体験型農業の充実による島のファンづくり、景観作物の生産など観光農業への取り組みも求められます。



南瓜畑

### 3) 漁港

海の玄関口である港は、船が護岸に固定できないことから積み荷や乗客はクレーンで吊り下げられて上陸します。地元の漁師も漁へ出るときは漁船をクレーンで移動させます。このような景色は大東地域でしか見ることのできない北大東らしい景観の一つです。

また、平成29年完成予定の北大東漁港(工事中)は漁船を港に停泊することができることから、安全かつ迅速な出漁が可能となり、市場への流通確保等による漁獲高の向上が期待されます。新漁港は、村民の生産活動の向上を促す重要な施設ですが、貴重な景観資源である自然海岸を大きく掘削する大規模な事業となります。



クレーンによる荷降ろしの様子



クレーンによる漁船の引き揚げ風景

#### <課題>

北大東漁港の整備により、漁船の安定操業が可能になることから流通加工の強化による漁業の高度化や、釣りやダイビングなど観光漁業による漁業の多角経営化が可能となり、ガイドやインストラクターなど新たな雇用も期待されます。

一方で、新漁港の整備にあたっては村の貴重な景観資源である自然海岸を大きく改変することから公共施設として景観形成への十分な配慮が求められます。また、新たな漁港関連施設については村の重要な公共施設であることから、周辺環境に馴染んだ北大東らしい景観形成へ率先的に取り組むことが求められます。



北大東漁港完成予想図



#### 4) 空港

空港は島の重要な玄関口ですが、緑の量や管理が不十分等で景観的に乏しいものとなっています。空港施設から出ると駐車場に植えられている樹木の多くが枯れ、管理が十分なものとなっておらず空港敷地全体が殺伐とした雰囲気になっています。空港入り口の村章をデザインしたモニュメントも風雨にさらされ色あせています。



駐車場の植栽帯の樹木が折れている



空港敷全体に緑や花が少ない



空港の出口から見える北大東の風景、広大な農地と屋敷林に囲まれた住宅や斜面緑地が見える

#### <課題>

島の玄関口である空港は、多くの来訪者が北大東を初めに感じる場所です。北大東らしさを強く印象付けるインパクトのある工夫が求められるとともに、花木の植栽や緑の管理充実を図り、造園的な景観形成を行うことや、モニュメントの修繕が求められます。

### 5) 工場

村内には、製糖工場、月桃工場、セメント工場、ドロマイトを微粒子に粉碎する加工場があり、西港周辺には水産業関連施設があります。また、北大東漁港の整備に伴う水産加工施設の立地が予定され、今後の水産業の活性化に期待がかかります。

月桃工場は景観的に配慮されていますが、製糖工場やセメント工場は敷地内緑化がなされておらず景観的配慮に欠け、周辺環境への影響も見られます。



製糖工場



月桃工場



セメント工場

#### <課題>

上記の工場は、比較的大きな規模の施設となることから景観的インパクトが強いため、敷地内の緑化や施設壁面のファサードデザインや色彩による修景、配管や室外機の目隠しなど景観的配慮が求められます。

## (3) 生活の景観

## 1) 集落

## ①港地区

港地区は、有形文化財に登録されている二六荘やドロマイドで造られた住宅、燐鉱石貯蔵庫跡や大日本製糖出張所跡、共同浴場跡など約百年前、燐鉱石採掘産業が華やかだった頃に創られ、現在も残る貴重な遺構が数多く点在し、北大東の開拓の歴史と生活、時の流れを通して北大東らしさを感じさせる集落です。かつては、ドロマイの石垣で整然と区画された宅地に北入りで和風な木造住宅が多く建てられ、琉球と日本の文化が融和して形成する独特な美しい景観となりました。当時建てられた和風木造住宅は現在も4棟ほどが残されています。現在集落内は村営住宅のほか、労働者の仮設住宅が多く見られ北大東らしさを思わせる作りではなく、周辺への景観的配慮も行われていません。集落内の通りには、石垣とフクギが組み合わされた個所も見られますが、多くはブロック塀で囲われています。



二六荘



ドロマイトの住宅



ドロマイトの外壁



製糖工場社宅



村営住宅



公民館



石垣とフクギの屋敷囲い



石垣とブロック塀のある通り



仮設住宅



<課題>

木造の二六荘やドロマイト造りの住宅など、歴史ある建造物の保全や地域活性化に向けた活用が求められ、新たに整備される文化的景観施設を拠点に、周辺に残された貴重な産業遺構の保全・修復等を行い、かつての美しい集落景観の復元活動を推進する必要があります。また、石垣の保全やブロック塀の修景など、歴史ある集落の再生に努め港地区らしい個性ある景観形成が求められます。村営住宅など公的施設は、地域の景観形成を先導するなどの配慮が求められます。

②中野地区

昔ながらの住宅は、木造トタン葺で緑陰が濃く良好なたたずまいを残している住宅も見られます。近年は鉄筋コンクリートブロック造の建物が多く見られ、港地区のようにドロマイトの石垣は少ないものの、ビロウや琉球松が多くこれらの樹木が集落の特徴的な景観を形成しています。

公共公益施設については、多くが鉄筋コンクリート造等の建物で植栽やプランターを置くなど緑化に努めています。また、地区内にある、のぼり、看板、案内標識については、数や形態及び大きさ等、現時点では景観阻害要因となっていません。



昔しながらの住宅



最近の住宅（2階建コンクリート造、警察署前のぼり）



住宅地内のビロウ



小中学校の琉球松並木



清掃活用



定住住宅



村経営の学習塾



村役場





JAスーパー



診療所



保健福祉センター



人材交流センター・民族資料館



ハマユウ荘



集落内の案内表示

<課題>

中野地区の特徴的な景観資源であるピロウや琉球松の保全が求められます。また、本地区は、公共公益施設が多いことから景観形成への協力が得られやすく、景観形成を先導する役割を担う地区として重点的な取り組みが求められます。特に、公共施設については、中野地区の特徴的な景観を造り出すため統一した景観形成が求められます。

地区内の広告物等については、現時点において特に問題はないと思われていますが、将来に向けてルールが必要になる可能性があります。

③南地区

南区は、農地の中に住宅が分散して立地する分散型集落を形成しています。各家々は、台風や季節風等から家を守るため琉球松、ヤシ、モクマオウ、月桃、アダンなど高さの異なる木々を組み合わせた屋敷林を育ててきました。これらの屋敷林を備えた住宅と農地が調和し長閑な田園景観を形成しています。

また、地区内の道路沿道には、住民の発意により花の咲く植物が植えられるなど、地域の環境美化への意識の高さが伺えます。

更に、地域には飲み屋等の飲食店があり、夜にはネオンがともし仕事に疲れた人の憩いの場となっています。



立派な屋敷林を構えた住宅



ヤシ科植物の屋敷林



農地の中にたたずむ住宅



沿道の植栽



住宅入口の花木の植栽



沿道の植栽

### <課題>

南地区は、立派な屋敷林を備えた住宅が多く点在していますが、中には屋敷林の管理が十分でない箇所や一部ブロック壁に変えられている箇所も見られることから、屋敷林の保全及び補修が求められます。

また、沿道の緑化等の環境美化活動を維持し充実するため、地域の方の環境美化に対する意識の向上が求められます。

飲食店については、店が構えや看板等が地域の環境を損なわないよう配慮が求められます。

### 2) 幹線道路（幹線道路：県道184号線・村道2号線、周回道路）

空港から中野地区、港地区を結ぶ県道184号線・村道2号線は、沿道に月桃加工施設、製糖工場、大東宮、総合運動公園、村役場、小中学校、JA、ハマユウ荘、人材交流センター・民族資料館、郵便局等の主な施設が立地し、村民生活の中心となる道路あるとともに、来訪者が多く通り本村を印象づける道でもあります。また、県道184号線・村道2号線は現在道路の拡張工事が進められており、歩道の設置やトイレ・駐車場等の整備を行っています。

この他、島を周回する道路整備が進められており、漁港や空港を結ぶとともに、島の絶景が楽しめる道となっています。また、沿道では地域の方が植えたグラジオラスやガザニアがしっかりと根付いており、自然海岸の景観にアクセントを与えています。

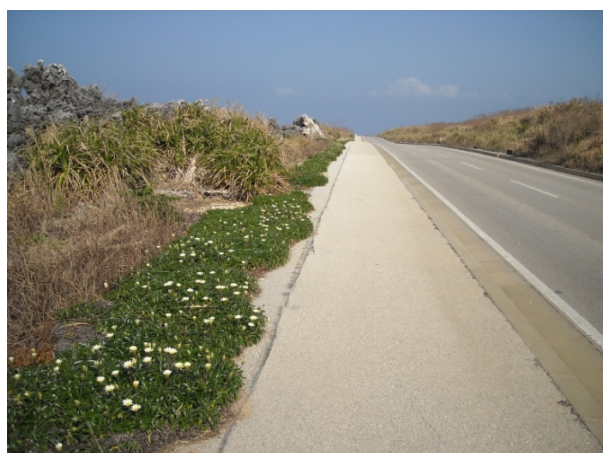




村役場側から総合運動公園側を見る



月桃加工施設から製糖工場側を見る



周回道路（西側）



周回道路（空港側）

### <課題>

県道184号線・村道2号線は、村内外の方が多く通る道であり、村を印象づける重要な道であることから、シンボルロードとして位置づけ沿道を含めた景観づくりが求められます。また、トイレや駐車場、歩道スペースを整備するなど来訪者への配慮が行われていますが、植栽帯が整備されていないなど景観形成に向け課題が残ります。

周回道路については、自然海岸など周辺環境へ配慮した整備を行うとともに、岩場だけの無機質な景色に潤いをもたらす景観づくりが求められます。



### 3) 公園

北大東村総合運動公園は、ナイター設備が整った総合グラウンド兼野球場、テニスコート、パターゴルフ、子どもの遊具が設置されている等、村民のレクリエーションの場となっており、地域スポーツセンターにはトレーニングルームが整備され、村民の健康づくりを支援しています。

この他、北大東島への上陸を記念した眺めの良い上陸公園、西港の背後地に設けられた西港公園（西地区緑地）には遊具や休憩室・トイレが設置されています。事業中の北側緑地は、北大東漁港から出るドロマイトを活用し、眺望の良い緑地公園の整備を進めています。



総合運動公園（背後はグラウンド兼野球場）



上陸公園



西港公園（西地区緑地）



（仮）北側緑地（イメージ図）

#### <課題>

総合運動公園は、村民のレクリエーションや健康増進に貢献していることから、村民が利用しやすい施設となるよう維持管理の充実が求められます。上陸公園は、北大東島の開拓時に初めて人が上陸した場所であり島の歴史を伝える記念公園としての維持管理が求められます。

西港公園は、眺望も良く様々な施設が整備され管理も行き届いていますが、利用者が少ないなど公園整備のあり方についての検討が求められます。北側緑地についても、地域住民の意向を踏まえ多くの方が利用しやすい整備を行うことが求められます。

それぞれ、本村の重要な公共施設であることから、各公園の特性を踏まえつつ北大東らしさに配慮した景観形成が求められます。

#### 4) その他の公共公益施設

その他の主な公共公益施設としては、ゴミ処理施設、ファームポンド、海水淡水化施設等がありますが、これら施設は村民の生活や生産活動に欠かせない重要な施設であり、その役割を十分に果たしています。



ゴミ処理施設



ファームポンド



海水淡水化施設

#### <課題>

これら施設については、地域に必要不可欠なものでありますが、ファサードデザインや色彩の選定など景観的配慮が十分でないことから、改築や外壁補修の際に周辺の環境や立地場所の特性を踏まえた修景が求められます。



#### (4) 歴史・文化の景観

##### 1) 神社、祭事

本村は、八丈島と沖縄の移民者を祖先とし、日本文化と琉球文化が融合した独特の大東文化が育まれてきました。

旧盆にはエイサーを舞い、大東宮例祭では豊年祈願の神輿を担ぎ島中をねり歩き、神事や奉納相撲、演芸が行われます。また、金刀比羅宮例祭では大東太鼓で航海の安全を祈願し、秋葉神社例祭では親子相撲が行われ島を出ていく子どもが親と力比べを行い、島を出ていく子どもの成長を確かめる機会となっています。

これらの祭事を行う大東宮、金刀比羅宮、秋葉神社は村民の精神的な拠り所であるとともに地域のシンボリック空間となっており、景観形成を重点的に行う必要があります。また、祭事を通して厳しい自然環境の中で共同意識を持って生活する人々の結束力を培うことにも貢献しています。



大東宮



金刀比羅宮



秋葉神社



御神輿（大東宮例祭）



奉納相撲（大東宮例祭）



沖縄相撲

#### <課題>

大東宮、金刀比羅宮、秋葉神社は村民の精神的支柱であり、コミュニティを育む重要な拠点であることから重点的な景観整備が求められます。そこで行われる祭事は、地域の伝統文化として根付いており、今後とも継承していく必要があります。特に、大東太鼓は完成度が高く県内外からの演奏の要請があるなど、島おこしの資源としての活用が求められます。



大東太鼓



## 2) 燐鉱石貯蔵庫跡周辺

北大東島は、開拓当初燐鉱石の採掘で活気づき、島の人口は4,000人まで膨れ上がりました。ドロマイトの積組造によって建てられた大日本製糖出張所跡や燐鉱石貯蔵庫跡等は、閉山後60年たった今でも堅牢なつくりと趣のあるたたずまいを残しています。



大日本製糖出張所跡（外観）



大日本製糖出張所跡（内観）



左は倉庫跡、右は大日本製糖出張所跡



燐鉱石貯蔵庫跡

### <課題>

燐鉱石採掘産業の遺構群は、島の歴史を語り継ぐうえで貴重な資源であり、資料としてだけではなく遺構そのものの保存が求められます。また、ドロマイトという重厚な素材によって建てられた建造物等は、北大東島の開拓から今日に至るまでの歴史や文化を語る上で文化的に重要な景観資源であることから、これらの保全・復元など活用による地域振興が求められます。

### (5) 眺望景観

#### 1) 黄金山、ハマユウ荘展望場等

現在、本村の眺望を手軽に楽しめる場所は、ハマユウ荘の展望場です。そこから見える景色は、<sup>ながま</sup>長幕を含む環状の斜面緑地とその中にある、農地や集落の風景です。これで見える限り、本村の建物で一番高いものが小中学校、役場、製糖工場等で他の建物は2階以下と思われます。



ハマユウ荘展望台からの景色



黄金山と灯台



斜面緑地の上に立つファームポンド

#### <課題>

島で一番標高が高い場所は黄金山でそこには、灯台が設置されていることから、そこからの眺望景観は村内で一番良い場所だと考えられますが、眺望点としての展望台は確保されていません。

また、環状の斜面緑地帯の外側の高地に建設されたファームポンドも有望な眺望地となります。

本村には、高い建物がなく、また今後も建つ可能性が少ないことから、眺望点からの見通しについては、さほど心配ないと考えられます。一方で、色々な場所から島の眺望が楽しめるよう既存施設の活用が求められます。



## 第3章 基本理念と区域設定

### ◆ 1. 基本理念・目標

#### (1) 基本理念

北大東島の歴史は4,800万年前の火山活動に始まり、特有の自然景観は、大海の弧島として壮大な時間をかけて創造されたものです。有人島としての歴史は100年余りと浅いですが、燐鉱石採掘の産業遺構群つくる景観、ドロマイトの石積み美しいサトウキビ畑の景観、八丈島と沖縄が融合した祭りなど生活文化が創り出す景観等、独特の自然、歴史、生活文化が調和した北大東らしい景観は、誇らしく守り続けられるべき貴重な資産です。北大東村景観計画は、島の基本である自然環境を守り育て、伝統文化や芸能を継承発展させ、産業を振興し豊かで潤いのある生活ができる地域社会を形成し、これらを未来に引き継ぐために策定するもので、基本理念を以下のように定めます。

### 壮大な時の流れの中で、未来へとつなぐ“うぶあがりの景観”づくり

#### (2) 目標

- 目標1：有史以前から続き、人を寄せ付けない厳しさを持つ壮大な自然海岸の景観を大切にします。
- 目標2：厳しい自然環境から、人々や動植物の生活を守っている長<sup>なが</sup>幕<sup>まく</sup>など緑の景観を守り育てます。
- 目標3：生活を豊かにする田園の景観を守り育て、自給自足や新産業につながる景観を創造します。
- 目標4：開拓以来、移り変わってきた生活様式を学び直し、北大東らしい集落景観を守り育てます。
- 目標5：祭や太鼓など、先人から引き継がれ島の個性を形成した歴史・文化の景観を守り育てます。
- 目標6：来訪者が五感全体（音・香り・味・空気感・景色）で北大東を感じ取れる景観を創ります。
- 目標7：一つひとつの活動をつなぎ、北大東らしい景観を実現する協働の仕組みづくりを進めます。




◆ 2. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

景観計画区域は、有人島である北大東島全域とします。また、島に打ち寄せる荒々しい波も重要な景観要素であることから、周辺海域を含めます。

重点地区については本村の景観形成を先導する地区として、村の中心地で主な公共公益施設が集積する中野地区を重点地区に、燐鉱石採掘産業遺構が点在する港地区を最重点地区とします。また、空港から中野地区、港地区を結ぶ県道184号線・村道3号線・村道2号線とその沿道空間、また、村道4-1～4-3号を含む外周道路とその沿道空間も重点地区とし、北大東らしい景観を発信します。なお、中野・港地区や沿道地区の範囲については、準景観地区等の指定を行う際にその範囲を明確にします。



凡 例	
重点地区及び最重点地区	

## ◆ 3. 景観エリア区分

地域の景観特性や土地利用等に配慮し、5つの景観エリアに区分し景観特性の整理を行います。

## ① 海岸エリア

島を取り囲む自然海岸	サンゴ礁の隆起により海面から切り立った崖地が島を取り囲み、たやすく人を寄せ付けない厳しい自然環境を形成しています。 リーフやイノーなどのサンゴ礁が少なく、外洋に面していることから荒々しい海の風景を見ることができます。
港湾、漁港、空港	島への玄関口になる港や空港が整備されており、特に港においては上陸の際にクレーンを利用する等、北大東特有の景色を見ることができます。

## ② 山林原野エリア

<sup>ながまぐ</sup> 長幕を含む環状の緑地帯	サンゴ礁の隆起により形成され、長い年月をかけ動植物が育ち、外界と隔離されていたため地域の固有種が多く見られます。また、集落や農地を風や海水から守る防風防潮林としての役割を担い、標高が高く良好な眺望点も見られます。
その他の緑地帯	環境圧の高い海岸近くにたくましく育つ生命力を感じさせます。

## ③ 池・湿地エリア

幕内の特有な自然環境	<sup>ながまぐ</sup> 長幕の内側にある池や湿地帯には、多くの渡り鳥等が飛来します。また、池の周りにはアダンが自生し他では見られない珍しい景気が見られます。
------------	--

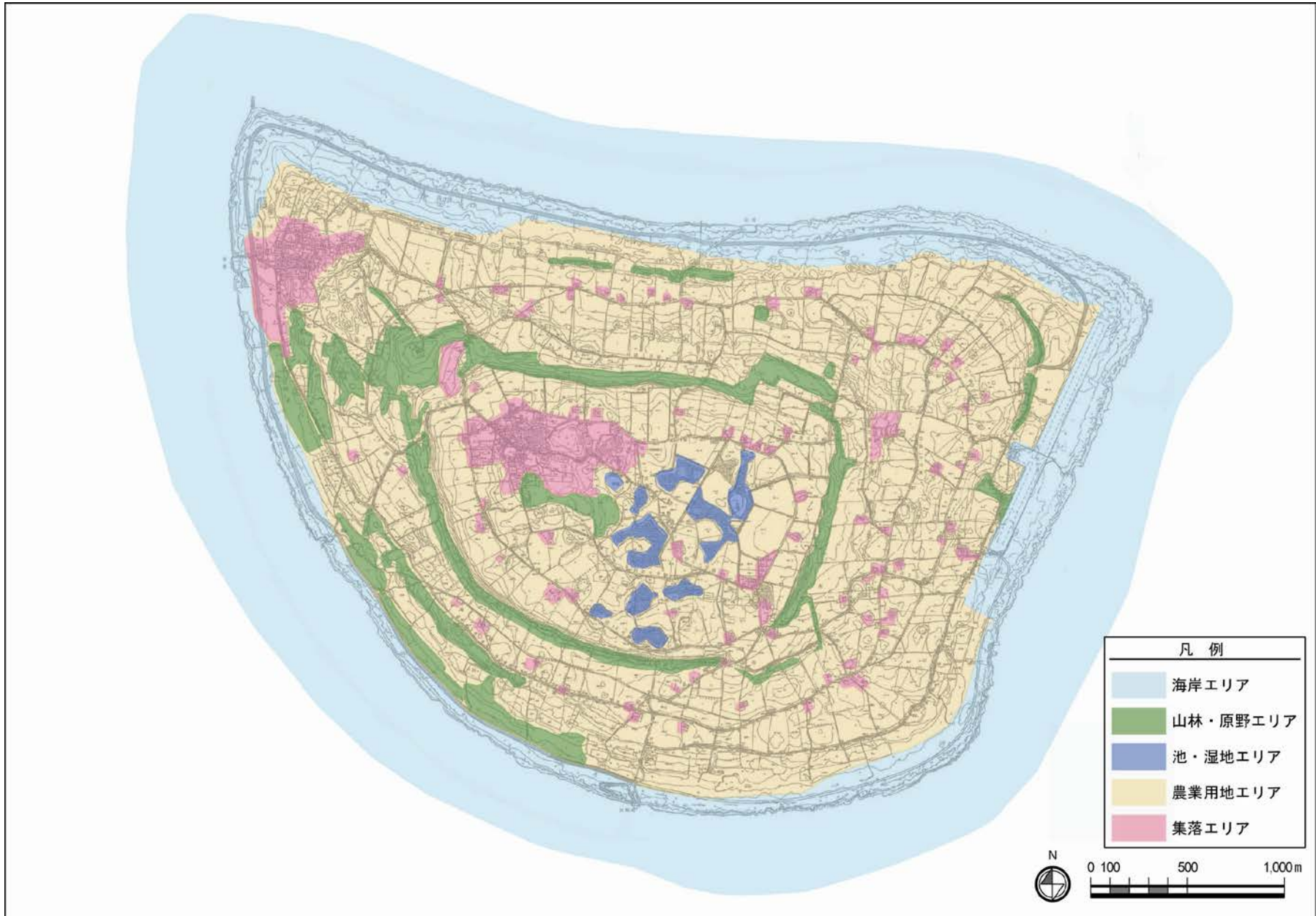
## ④ 農業用地エリア

のどかな田園風景	サトウキビや馬鈴薯、南瓜等の輪作が行われ、管理された田園風景が広がります。また、農地を仕切る防風防潮林には花の咲く木もあり、景観木となっています。
----------	---

## ⑤ 集落エリア

集落	中野地区や港地区は比較的住宅が集約していますが、南地区は農地の中に住宅が点在する分散型集落が形成されています。
公共公益施設	中野地区には、役場、小中学校、診療所、農協、保健福祉センター、警察署等の施設が集積し生活の中心地となっています。
道路	県道184号線・村道2号線は、島を横断し空港から中野地区や港地区を結ぶ主要な幹線道路で多くの方が通る道です。
歴史文化、伝統芸能等	八丈島と沖縄の歴史文化が融合し、独特な生活文化や伝統芸能等が見られます。この他、港地区には燐鉱石採掘産業の遺構が多く残されています。

【景観エリア区分図】







## 第4章 良好な景観形成に関する方針（法第8条第2項第2号）

### ◆ 1. 基本方針

基本理念や目標を踏まえて景観形成の基本方針を以下のように定めます。

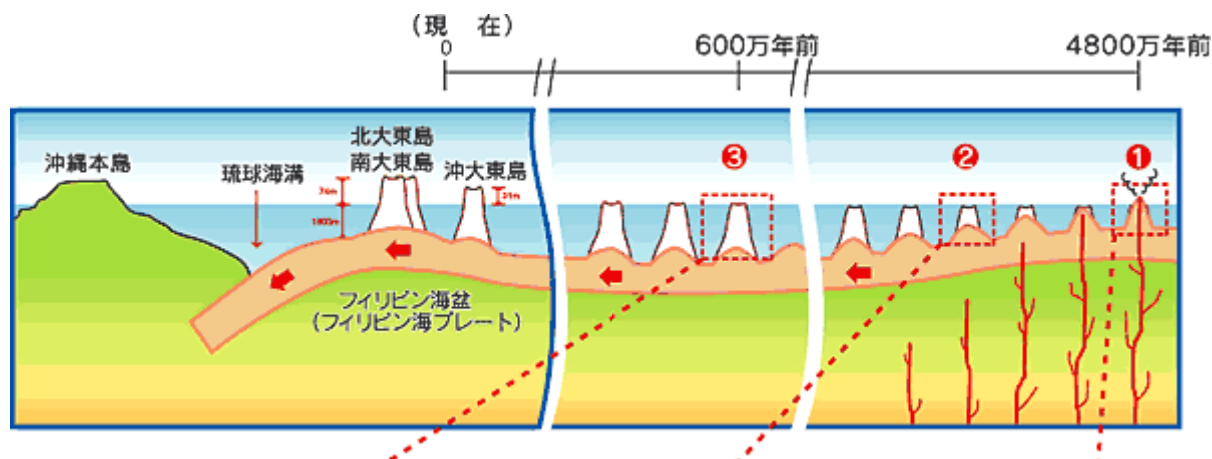
#### （1）島の形成にかかわる景観を大切に守り育てます

##### 1）地球の活動そのものである北大東島の原風景を大切にします

北大東島諸島は、現在も1年に5cmずつ沖縄本島に近づいています。地球の営みの中で創られた北大東島の原風景が残る自然海岸は、その形状から極めて稀で大東地域以外で見ることのできないものであり、自然の厳しさ壮大さを感じる風景であることから、これら自然海岸を保全します。

なお、自然海岸は原則保全を基本としますが、港や空港等島の生活に欠かせない重要な公共施設の整備については、自然景観を損ねないように十分配慮します。

#### 【北大東島の形成過程図】

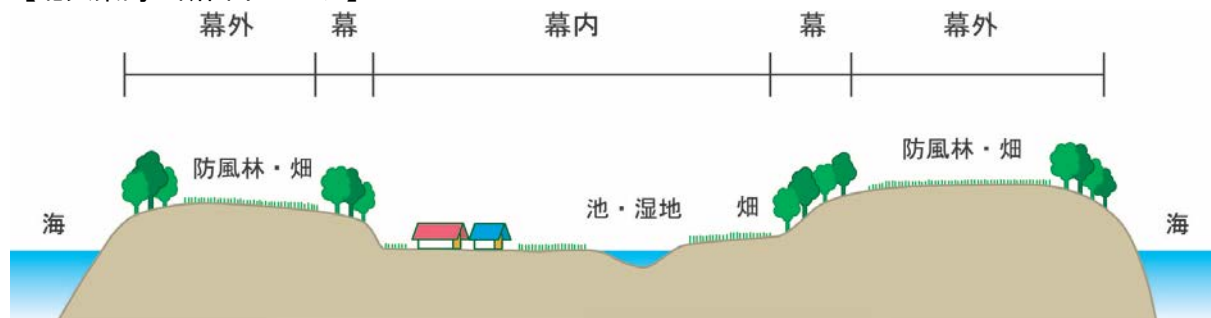


##### 2）<sup>ながまく</sup>長幕等の斜面緑地を守り育てます

北大東島は幾度かの隆起を経て現在の形となっています。島の内側にある環状の斜面緑地も元は環礁が隆起したもので、長い年月を抱え動植物が生息するようになりました。島は絶海の孤島であったことから、大東でしか見ることのできない固有の動植物が生息し、貴重な資源となっています。

また、環状の斜面緑地は台風や季節風等の厳しい自然環境から内側の集落や農地を守り、安心して暮らし、生産活動を営むことのできる環境を形成しています。このような重要な役割を担う斜面緑地の保全育成を行います。

#### 【北大東島の断面イメージ】



### 3) 池や湿地など水辺の景観形成

池や湿地周辺には、海岸地域に生息するアダンが自生する等、昔は海岸地域であった証しで、初期の隆起によって地上に出てきたものと考えられます。現在では、渡り鳥や多くの野鳥が生息するとともに、水場は小動物にとっても重要な場所です。近年、農薬等の影響で水質の悪化が懸念されますが、多様な生物が暮らすことができるよう環境改善を図るとともに、魅力ある水辺の景観形成を行います。

また、野鳥観察や憩いの場として水辺空間を楽しむ施設整備を行う場合は、水辺の景観を損なわないよう十分に配慮します。



赤池

## (2) 村民の生活を豊かにする景観形成を行います

### 1) 人々が安らぎ交流が生まれる集落の景観形成

村民生活の基盤となる集落や住宅は、利便性や機能性が求められますが、生活の豊かさは、心地よい風が流れ木々がザワザワとゆれる庭の木陰の下でくつろぎ、友人とユンタクし夜には酒を酌み交わすなど、一日の疲れを癒す大切な時間と空間によって作り出されるものです。

少し前の集落には、この様な風景があったのではないのでしょうか。そこには、ドロマイトの石垣や緑豊かな生垣が訪れる方を心地よく招き入れ、屋敷内の樹木がくつろぎの空間を作っていたことでしょう。

このような住まいづくりが、村民の生活を豊かにするものであることから、昔からある地元の資源を活用した集落景観の再生に努めます。また、このような住まいづくりを集落全体に広げることによって、集落環境の向上を促すとともに、来訪者に対しても北大東村らしさを印象づけることができます。



ドロマイトを積んだ石垣



ツタ性植物によるブロック塀の緑化

## 2) 生活を豊かにする農村の景観形成

村の大半の土地利用を占める農地は、大規模な農業基盤整備により管理の行き届いた整然とした農地が広がっています。農地との境界には景観木となる防風防潮林が植えられ、屋敷林を備えた住宅が農地に点在するなど、これらが一体となつてのどかな田園景観を形成しています。

そこでは大規模化・機械化された農業が展開され、村民の安定収入に繋がっており、このように良好な生産基盤である農村景観の保全に努めます。

本村では、サトウキビを中心に馬鈴薯や南瓜等の輪作を行い、大半を島外に出荷しています。一方で、その他の作物については島外から移入する等村の自給率は低く、輸送手段も天候により左右され物資が滞ることもあることから、ハウスによる野菜等の生産に取り組み、安心・安全な食の確保に努めます。

輪作作物については、生産性を踏まえつつ観光農業的な視点による新たな作物の導入に努めるとともに、防風防潮林についても景観木や生産木として活用できる植物を植える等、新たな農村景観の形成に向けた取り組みを行います。



農地に点在する住宅と景観木となる防風・防潮林のある田園風景

## 3) 村民の誇りである地域文化を継承します

八丈島と沖縄の歴史文化が混在し、独特な生活文化や伝統芸能等が見られます。これらは島の誇りであり、北大東村を広くアピールできる優れた資源であることから保存・継承します。

### (3) 北大東村を印象づける景観形成を行います

県道184号線・村道2号線とその沿道にある公共施設及び中野地区や港地区からなる重点地区を中心に北大東らしい景観形成を発信します。来訪者が北大東島に降りたって、空港から島内にアクセスする道は、村の主要地区を巡る道路であることから、道路沿道地区において視覚、聴覚、嗅覚などあらゆる感覚を心地よく刺激する景観づくりを行います。

なお、北大東らしい景観とは、自然海岸、<sup>ながまく</sup>長幕等の斜面緑地、池や湿地からなる自然景観と人々の生活や生産活動によって形成された社会的景観の全てを含むものであり、上記の重点地区は来訪者に北大東村の景観を強く印象づけるものです。



**（4） 燐鉱石採掘産業遺構を保全・活用した景観形成を行います**

港地区に残る燐鉱石採掘産業遺構群は、戦前の食料生産において重要な役割を有した国産燐鉱石の採掘現場から運搬、生成、貯蔵、搬出に至る一連の生産システムを確認することができる文化的にも重要な遺構です。現在は、戦争による破壊とおおよそ百年の時間経過による風化が全体的に進行しており早急に保全・修復等の措置が求められます。今後は、それら遺構群が残る港地区を景観形成の最重点地区として位置づけて、遺構群を活かしながら、かつて港地区に形成されていた美しい集落景観を再生すべく、地域住民及び事業者の協力を得て、行政との協働により北大東で最も重要なエリアとして景観形成を推進します。



燐鉱石採掘産業が盛んだった頃の港地区の景観



◆ 2. 景観エリア別方針

(1) 海岸エリア

1) 島を取り囲む自然海岸

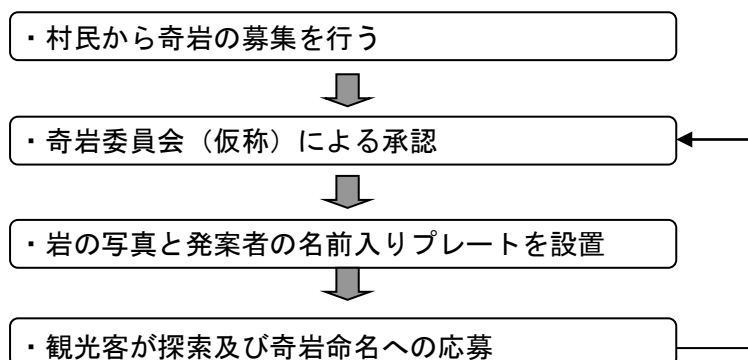
ア. 海岸地域は、断崖が島を取り囲み容易に人を寄せ付けない自然の厳しさと壮大な景観を形成しています。波の音や潮の香りは自然の雄大さを感じることができ、北大東島を象徴する海岸の景観を保全します。

イ. 漁港等の村民の生活や産業振興に必要な公共施設の整備については、自然景観を損なわないよう十分に配慮します。

ウ. また、公共事業によって掘り出されるドロマイトは、石垣や住宅などにも使われる有用な資源であり、北大東らしさを演出する素材として村の景観形成に役立てます。

エ. 海沿いの周回道路は、見晴らしが良く壮大な景観を楽しむことができます。周辺の景観を阻害しないよう電柱等の施設を設置しないとともに、グラジオラス・ガザニア・ユリなど花の咲く植物を植えるなど、荒々しい海岸の景観にアクセントを与える沿道景観づくりに取り組みます。

オ. 海水によって造形された奇岩に名前をつけるなど、村民は海岸の風景を楽しんでいます。このような遊び心を発展させ、奇岩への名称づけを地域の資源とし、奇岩探索など観光への活用を図ります。



周回道路



波によって削られた奇岩

## 2) 漁港、空港

### ①漁港

ア.各港では、貨客船の荷物の積み下ろしや客の上陸、漁船の上げ下ろしにクレーンを使用する等、他では見られない景色が見られます。このような北大東村を印象付ける独特な港の景観の保全に努めます。

イ.北大東漁港の整備は、新たな漁業のあり方を創出する重要な施設で、漁師や釣り客以外にも多くの方が訪れる施設となります。新漁港は、自然海岸を掘削して造られることから、自然景観への影響を極力抑えるとともに、周辺環境に配慮した景観形成を行います。



漁港（クレーンで漁船を海に下ろしている）



工事中の北大東漁港

### ②空港

ア.北大東村に訪れる多くの方は、飛行機を利用し空港は島の玄関口となっています。空港は来訪者が北大東島に最初におりたつ場所であることから、北大東村を強く印象付けるため、五感に訴える景観形成を行います。

イ.このため、飛行機の離発着に合わせて、空港施設内に大東太鼓の音や月桃の香りを流すとともに、空港敷地内にグラジオラス、ユリ、月桃など花の咲く木を植えるなど、北大東村らしさを演出します。

## (2) 山林原野エリア

### 1) 長幕を含む環状緑地帯

ア.長幕<sup>ながまく</sup>を含む斜面緑地は、島の厳しい自然環境から幕内の住民生活や生産活動を守る重要な緑であるとともに、世界で、ここでしか見ることのできない貴重な動植物が生息しています。集落を囲み、村民や生物に安心感を与える環状の斜面緑地帯を保全します。



ながまく  
長幕



イ. 長幕等に生息する貴重種を持ち出す人がおり、長幕の環境を保全し景観を維持するためにもこれらへの対策を講じるものとします。また、長幕に生息する貴重種は観光資源にもなることから、資源を守りつつ観光客の要望に応えられるよう地域の受け入れ体制を確立します。

ウ. このため、長幕の観光ルート設定、入域制限及びガイドの育成を行うとともに、有害植物のギンネムの駆除に取り組みます。

エ. 斜面緑地は良好な眺望場でもあり、環状の斜面緑地とそこにある、農地や集落の景観を一望できます。このような眺望場となり得る施設にはハマユウ荘、灯台、ファームポンド等がありますが、ハマユウ荘以外は現在利用できないことから、その他の施設利用を図り、北大東の眺望景観を確保します。また、このような施設は、良く目につく施設であり島の景観を阻害しないよう、風景に溶け込んだ景観形成を図ります。

## 2) その他の緑地帯

ア. その他の緑地についても、幕外の住宅や農地の防風防潮林としての役割を持つとともに、島の動植物には欠かすことのできない生息の場であることから、幕外地域の重要な景観資源として保全します。

## (3) 池・湿地エリア

ア. 島が凹型の地形をしていることから、農薬が池や湿地に流れ込む可能性があり、これらへの対策を講じ、野鳥が生息できる環境を維持し、野鳥が舞う水辺景観の維持保全に努めます。

イ. また、水辺の景観を損なわないよう野鳥観察や遊歩道整備を行うとともに、池周辺の植生等について解説した案内を設け、島の景観の特異性を伝えるなど環境学習の場として活用します。



湿地

（4）農業用地エリア

ア. 本村の農業用地は、管理の行き届いた大規模な農地が整備されており、農地と農地の間には花の咲く木が防風防潮林として植えられ、屋敷林を備えた住宅が点在するなど、長閑な田園景観を形成しています。これらは本村の代表的な景観であるとともに、村民に安定した収入をもたらす良好な生産基盤でもあります。このような農村景観を保全するとともに、新たな農作物の生産に対処した景観づくりを行います。

イ. 防風防潮林は、景観木としてだけでなく、環境圧の小さい幕内については果実のなる木や月桃など、生産木としても活用できる樹木を積極的に植えるとともに、幕外は潮に強い緑の濃い樹木を植え、幕内と幕外の環境に配慮した景観木の育成に努めます。なお、幕内の花木については花の咲く時期の移り変わりを上手に活用した景観形成を行い、田園風景を色鮮やかにする等新たな農村景観の創出を図ります。

ウ. 輪作作物として馬鈴薯や南瓜が栽培されており、馬鈴薯は観光客に収穫体験を行うなど体験型農業を展開しています。これら観光農業の充実を図るとともに、新たな輪作作物については、収益性を踏まえつつ景観に配慮した作物を選ぶなど観光に資する景観形成に努めます。

エ. 大規模な農業基盤整備により使用される農薬も増えています。本村は、島の環境容量が小さいことから、低農薬や資源循環型農業を推進し環境に優しい農村づくりを推進します。

オ. 灌漑排水事業により農業用水池の整備が進められていますが、大規模なコンクリートの擁壁が周辺の景観を阻害していることから植栽等による修景を行います。更に、ドロマイトの石積みの擁壁についても、良好な景観維持のため石積みと植栽を組み合わせる等、良好な景観形成に向けた取り組みを行います。

カ. 本村は食の自給率が低く、食の安全・安心を確保するため野菜や養鶏など新たな農業の展開を検討しています。これらの実施に向けては、ビニールハウスや養鶏場等の施設整備が必要ですが農村の景観を損なわないよう十分に配慮するとともに、養鶏場の環境問題への取り組みも行います。



整然と管理された農地と防風防潮林



石積みとブーゲンビリア植栽

(5) 集落エリア

1) 集落

①集落地区

ア. 港地区は歴史的な建造物や石垣が残され、中野地区はビロウや琉球松が特徴的な景観をつくりだしています。各地区とも1~2階の低層住宅地が多く、古い住宅には屋敷の緑陰も濃く落ち着いたたたずまいを残しています。近年は鉄筋コンクリート造等の建物やコンクリートブロックで囲いをした住宅が増えていますが、昔ながらの緑豊かな落ち着きのある住環境を形成するため、地元の素材を活かした個性ある集落景観の再生に努めます。

イ. このため、石垣や生垣及び屋敷林等の良好な資源の保全を図るとともに、ドロマイトやツタ類によるコンクリートブロックの修景、ビロウ、琉球松、ブーゲンビリア、ユウナなどの屋敷林への利用を促します。

ウ. 中野集落は、長幕（環状の斜面緑地）によって集落が囲まれた特徴的な景観を形成しています。集落を視点場とし長幕の稜線を越える建築物や工作物が建たないよう努めます。



緑豊かな中野集落



屋敷林



塀の緑化



ドロマイトの石積みの塀

②分散型住宅

ア. 農地に点在する住宅は、台風や季節風から家を守るため屋敷林を育ててきました。これらは農村地域の良好な景観資源であることから、農村景観を保全するためにも屋敷林の保全・維持・再生に努めます。



南地区の農村住宅



### ③沿道緑化

ア.地域の緑化活動については、これまでも個人や団体による活動が続けられてきました。沿道の緑化や維持管理は、住民が主体となった取り組みが求められることから意識啓発を図りつつ、持続的な景観形成に努めるとともに、住民活動の支援を行います。



沿道緑化の様子 1



沿道緑化の様子 2



種苗センター

### ④公共公益施設

ア.中野地区には公共公益施設が多く、景観形成への協力も得られやすいことから、景観づくりの起爆剤として、地元の素材を活用した既存施設の修景を積極的に行うとともに、新たに造る施設については、北大東らしい景観形成を行います。

イ.ドロマイトを石垣やモニュメント、看板（表札）等の素材として活用し、北大東らしさを演出します。

ウ.生け垣や敷地内の緑化についても、北大東らしさを演出する植栽を行います。

### ⑤広告、看板

ア.広告看板については、現状の問題点は見られないが、今後とも良好な状態を維持するため周辺環境への配慮を促すものとします。

## 2) 公共公益施設（集落外）

### ①公園

ア.総合運動公園は、村民のレクリエーションや健康増進の場として様々な施設が整備されています。これらは、村民が心身のリフレッシュを図る場であることから、利用者が憩い安らげる緑豊かな景観形成を図ります。

イ.上陸公園、西港公園、整備中の北側緑地は、海岸地域に立地し眺望にすぐれ、村民を始め村外の方の利用が想定されることから、公園利用者が憩えるよう緑豊かな景観形成を図ります。

### ②その他の公共公益施設

ア.ゴミ処理施設、ファームポンド、海水淡水化施設等の公共公益施設は、島の景観に馴染むよう、ファサードデザインや外壁の色彩の選定等、周辺の環境や立地場所の特性に配慮した修景を行います。

### ③工場

ア. 村の新たな産業として期待されるドロマイト微粒子加工場や水産加工施設加工場等については、工場の特性を踏まえつつ地元の素材を活用した景観形成を行うとともに、製糖工場、セメント工場等の既存の施設についても周辺に馴染むよう修景を促します。

### 3) 道路

ア. 県道184号線・村道2号線は、来訪者に北大東の印象をイメージづける重要な道であることから、沿道を含めた北大東らしい景観形成を行います。

イ. 道路空間においては、トイレや駐車場、緑化スペースを整備するとともに、プランターの設置等歩道部への植栽を行い潤いのある景観形成を行います。

ウ. 沿道に立地する公共公益施設については、地元の素材を活かした修景、緑化を充実させ、北大東らしい景観形成を図ります。

エ. 島を周遊する道路は、壮大な景色が広がるパノラマ道路であることから、海側の景色を塞がないよう眺望の確保に努めます。

### 4) 歴史文化、伝統芸能等

#### ①神社等

ア. 村民の心のよりどころである大東宮、金刀比羅宮、秋葉神社は周辺の緑地、樹木、参道等を含め神聖な空間、住民のコミュニティ形成の要所として景観形成を重点的に行うとともに、各神社の由来などを記した案内板を設け、島の歴史文化を紹介します。

イ. この他、お地蔵さんや防空壕跡など、地域に埋もれている文化財があることから、これらを北大東村の歴史を伝える資源として保全修復し、周辺の環境整備を行います。

#### ②伝統芸能

ア. 本村は日本文化と琉球文化が融合し、八丈太鼓が大東太鼓へと昇華するなど島独自の伝統芸能が生まれています。これらは島の誇りであり、北大東村を広くアピールできる優れた資源であることから保存・継承します。

#### ③燐鉱石採掘産業遺構

ア. 燐鉱石採掘産業の遺構群は、北大東の開拓の歴史、文化を語る貴重な景観資源で、ドロマイトで造られた外壁が残る大日本製糖事務所跡や住宅等は北大東らしい風格を感じさせます。これを地域振興の資源として活用する等、保全・再生を図ります。

イ. 大日本製糖出張所跡の再生により整備される施設は文化的景観施設として位置づけ、地域文化の振興を図る（特に漁業の六次産業化を図る）施設として、また漁業体験施設、休憩所、燐鉱石採掘事業の歴史を紹介する施設、海業支援施設と連携して活用する施設とすることを検討します。

（6）重点地区

ア. 中野地区や港地区及び県道 184 号線・村道 2 号線は、本村を訪れた人が最初に北大東島を感じる場であることから、本村の景観形成の中核となる区域として、北大東村らしい景観を重点的に形成します。このため、空港から港地区に至る区間については、地元の素材を活用した修景・緑化を行う等、統一のとれた景観形成を行います。

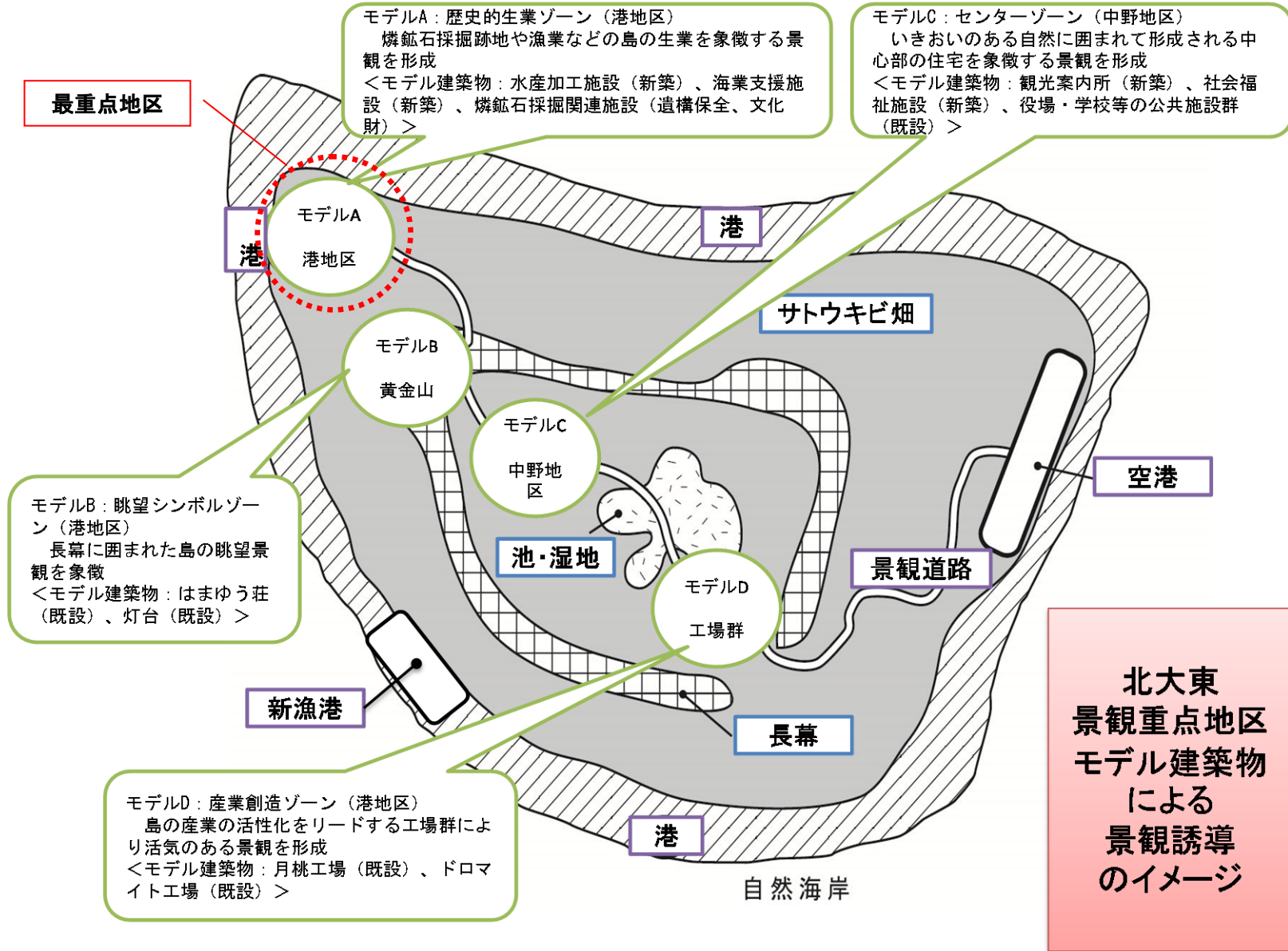
イ. また、北大東らしさを演出するため視覚、聴覚、嗅覚など五感をくすぐる景観づくりを行います。

【重点地区の景観資源】





【重点地区の景観形成イメージ】





## 第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 （法第8条第2項第3号）

### ◆ 1. 行為の届出

#### （1）建築物及び工作物の届出行為（景観法16条第1項第1号及び第2号）

景観法第16条第1項第1号及び第2号による届出が必要な建築物及び工作物の行為は次の通りです。

対象行為	規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>軒高が7メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3階以上のもの</li> <li>建築面積が150平方メートルを超えるもの</li> <li>上記に該当するもので、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの</li> </ul>
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
①擁壁、垣（生垣を除く）、さく、掘その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが2メートルを超えるもの</li> </ul>
②彫刻、記念碑その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが10メートルを超えるもの</li> </ul>
③煙突、排気塔その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>築造面積が150平方メートルを超えるもの</li> </ul>
④鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの</li> </ul>
⑤電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
⑥高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
⑦観覧車、飛行等、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
⑨自動車車庫の用に供する立体的な施設	
⑩石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
⑪汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類するもの	
⑫電気供給用若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが20メートル（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さが20メートル）を超えるもの</li> </ul>

※建築物の高さは、建築基準法による。

（2）開発行為（都市計画法 29 条第 2 項）

対象行為	規模
都市計画法 29 条第 2 項に準ずる開発行為	・土地面積が <u>1,000 平方メートル</u> を超えるもの

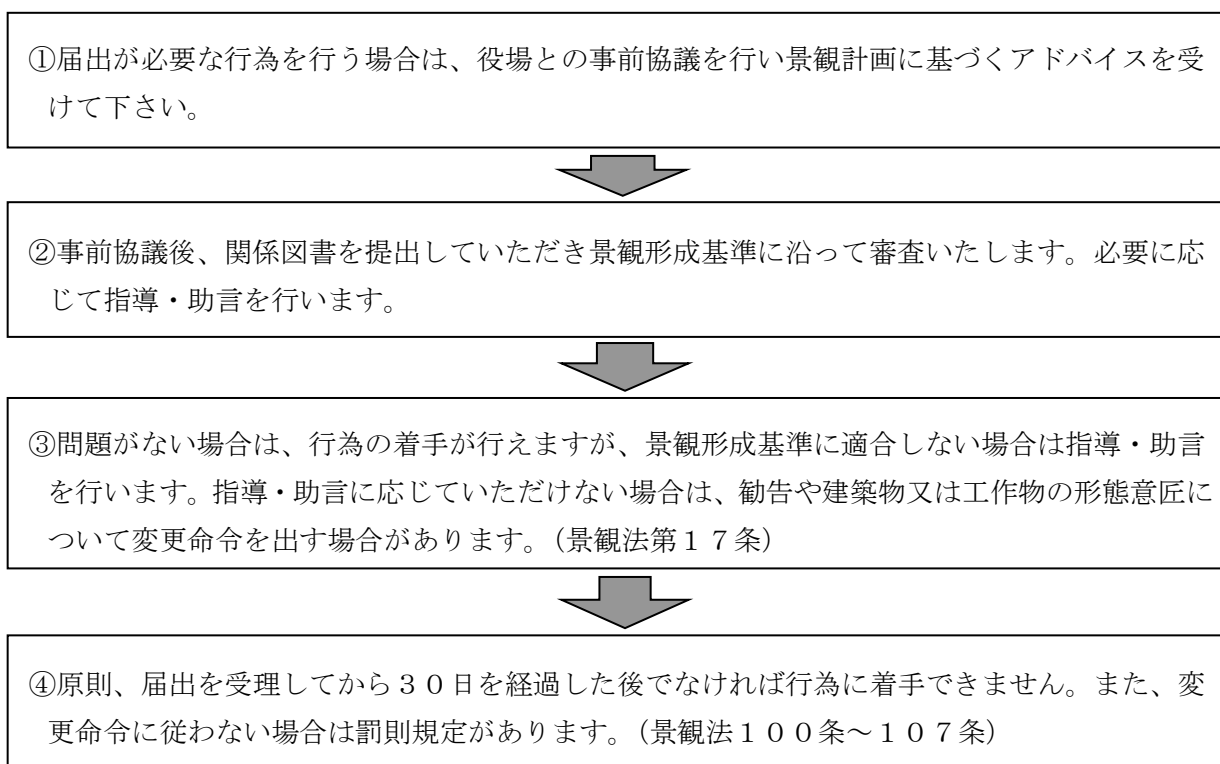
（3）建築物、工作物以外の届出行為（景観法 16 条第 1 項第 4 号）

景観法第 16 条第 1 項第 4 号による届出が必要な行為は次の通りです。（条例で定める行為）

対象行為	規模
①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 その他の土地の形質の変更	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
②木竹の植栽又は伐採	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
③屋外における物件の集積又は貯蔵	・集積又は貯蔵の高さが 5 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの

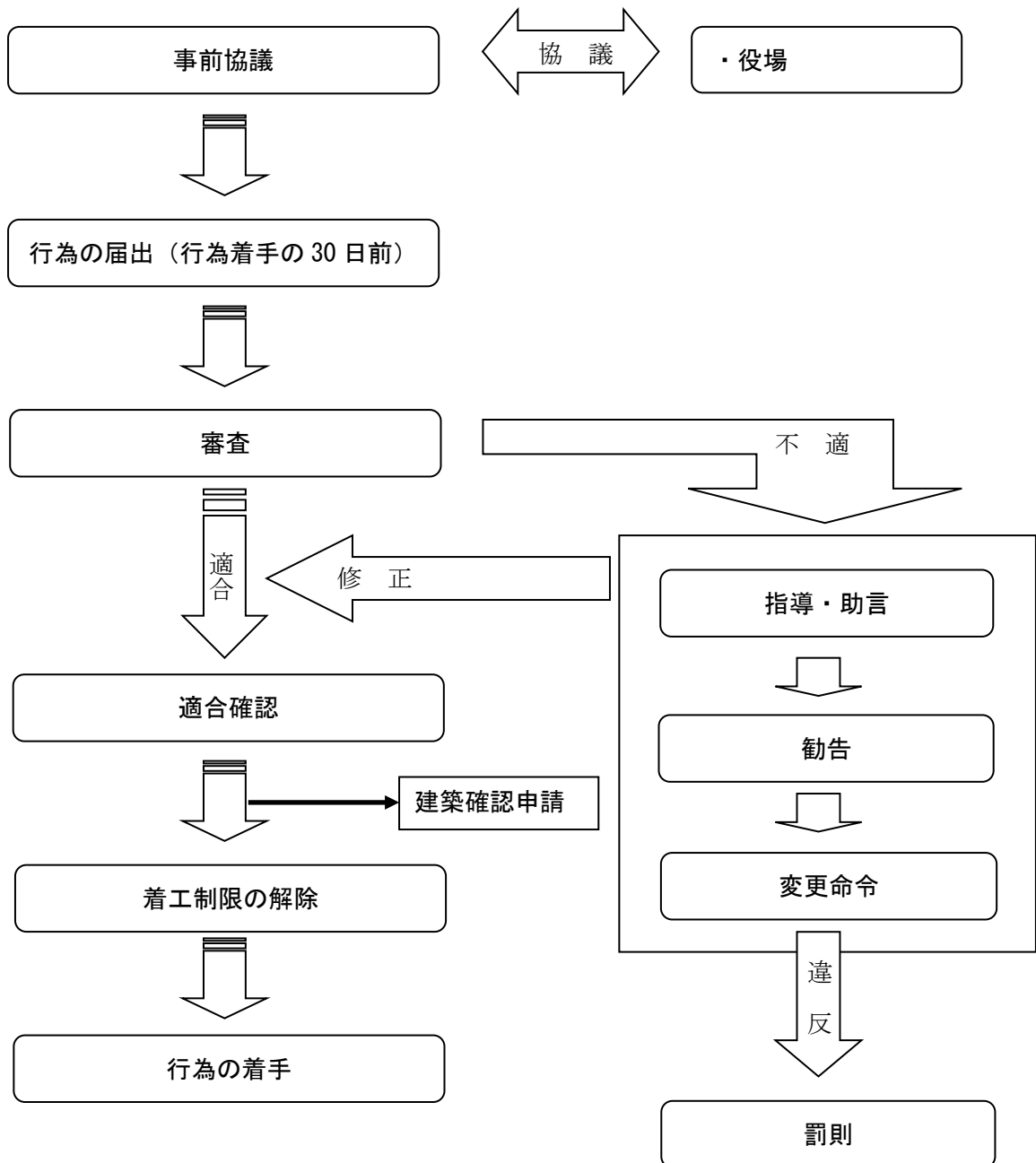
※但し、本計画で有害植物としているギンネムの伐採については該当しない。

（4）届出行為の流れ





【届出手続きの流れ】



◆ 2. 景観形成基準

景観法第8条第2項第3号に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について以下に定めます。

(1) 建築物及び工作物に関する基準

項目	景観形成基準
1. 高さ、位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは <b>10メートル</b> を超えないこと。但し、機能上やむを得ない場合は周辺の景観と調和し威圧感を与えないこと。</li> <li>・敷地内やその周辺に琉球松やビロウ等の木がある場合は建造物の高さが木の高さを超えないよう努めること。</li> <li>・周辺と調和し圧迫感を与えないような配置や壁面の大きさに配慮すること。</li> <li>・敷地内の既存樹木を活かすとともに、植栽などゆとり空間の確保に努めること。</li> <li>・主要な眺望場となる建造物については、周辺景観に配慮した高さとする。</li> <li>・幕内の主要な視点場から見たとき、建築物の高さが <sup>ながまく</sup>長幕等斜面緑地の稜線を超えないこと。</li> <li>・幕外に建築物を建てる際は、幕内から見えない高さとする。但し、ファームポンド等機能上やむを得ない場合は景観に配慮すること。</li> </ul>
2. 意匠、形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八丈島や沖縄の建築文化を継承し、北大東村らしい意匠や形態とすること。</li> <li>・統一のとれた景観形成を図るため、北大東の素材を多く活用した意匠や形態とすること。</li> <li>・周辺景観との調和に配慮した意匠や形態に努めること。</li> <li>・主要な眺望点となる建造物については、周辺の景観を損なわない意匠や形態に努めること。</li> </ul>
3. 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、高彩度や低明度は避けること。</li> <li>・島の自然の色や、島から取れる素材の色を基調とし、島全体が統一のとれ色彩とすること。</li> <li>・アクセントカラーを使用する際は、使用面積を目付面積の5%以内とすること。</li> </ul>
4. 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の素材を活用し、島の統一ある景観形成に努めること。</li> <li>・外壁の仕上げ材や塀等に、耐久性に優れ時間の経過とともに趣のある色合いになるドロマイトを積極的に活用すること。</li> </ul>
5. 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落においては、周辺と調和のとれた敷地内緑化を促し憩いの空間の創出に努めること。</li> <li>・塀を設ける場合は、生け垣や地元の素材を用いた石垣とすること。</li> <li>・ブロック塀を設ける場合、高さは1メートル以下を原則とし植栽との組み合わせによる緑化を行うこと。また、1メートルを超える箇所は花ブロックなどを用いるなど圧迫感を与えないこと。</li> <li>・島の厳しい環境から住宅を守る屋敷林の育成に努めるとともに、周辺の景観に配慮し、道路に面して適正管理を行うこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等を囲む石積の大擁壁については、計画的な植栽により良好な景観の維持に努めること。</li> <li>・屋敷林や農地を仕切る防風防潮林は、田園風景にアクセントを与える景観木（花の咲く木）としてだけでなく、生産木（果実等がなる木）等を積極的に活用すること。このとき、幕内と幕外の環境に配慮した植栽、四季折々の花の咲く植栽を選定すること。</li> <li>・村内の主な道路については、住民の協力の下、幕内と幕外の環境に配慮した四季折々の花の咲く植栽に努めること。</li> <li>・自給自足に向けた新たな農作物等の生産にあたっては、既存の田園風景を阻害しないよう調和のとれた景観形成を行うこと。</li> </ul>
6. 屋外設備、サイン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波塔などの立地は周辺の景観に配慮した位置・規模・色彩とし目立たないようにすること。</li> <li>・のぼりやネオン等は地域の景観に配慮した節度あるサインとすること。</li> </ul>

（2）開発行為に関する基準

項目	景観形成基準
1. 擁壁、のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること。</li> <li>・のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は周辺の景観と調和をした形態及び素材とするよう努めること。</li> </ul>
2. 樹木の保全、緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な樹木がある場合は保全に努めること。</li> <li>・地域の植生にあった緑化を図り調和を保つこと。</li> </ul>

（3）建築物、工作物以外の基準

1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
1. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の採取及び鉱物の採掘を行っている土地については、道路や主要な視点場から目立たないように植栽や修景された塀で遮へいすること。</li> </ul>
2. 事後の措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁やのり面はできるだけ小さくなるよう、地形の分節化に努めること。</li> <li>・のり面は緑化し、擁壁は地元の素材を活用し周辺と調和するよう努めること。</li> <li>・採掘後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化により修景すること。</li> </ul>



2) 木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準
1. 伐採の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その樹木が持つ環境保全上、歴史資産上、景観上及び植生としての重要性に配慮し必要最小限の伐採を行うよう努めること。</li> <li>・上記の理由で特に優れた樹木がある場合は保存又は移転により、修景等に活用するよう努めること。</li> </ul>
2. 伐採後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採後は速やかに緑地の機能回復に努めること。</li> </ul>

3) 屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準

項目	景観形成基準
1. 位置又は集積・貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物件の集積又は貯蔵は、道路や公園などの公共の場からできるだけ離れ、また主要な視点場から目立たない位置とすること。</li> <li>・物件を積み上げる場合は、できるだけ低くするとともに整然と整理すること。</li> </ul>
2. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園などの公共の場から見えないよう、植栽や石積み等による遮へいを行うこと。</li> </ul>



## 第6章 良好な景観形成に関するその他の方針

### ◆ 1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第4号）

景観法第8条第2項第4号の規定に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を定めます。

これらの選出にあたっては、本村の景観形成に重要な役割を担い地域のシンボルとなり、また村民が誇りと愛着を持つことのできる資源については、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物及び景観重要樹木として指定を行い、保全・再生・活用に向けた取り組みを行います。

#### 【建造物】

本村において、人々の生活・生産の過程で建造され、村の歴史を感じさせるとともに、今なお風格を持ち、地域の象徴となり心のよりどころとなっている建造物とします。

- ・歴史を感じされる建造物（二六荘、燐鉱石採掘産業の遺構等）
- ・精神文化と一体となった建造物（神社等）
- ・シンボリックな建造物（黄金山灯台等）

#### 【樹木】

島の原風景を形成してきた樹木や新たな島外から入ってきた樹木、あるいは緑地で、人々に憩いと安らぎの場を提供するとともに、地域の象徴となっている樹木等とします。

- ・樹形が景観的に優れている樹木
- ・村の主要な場所にあり、目印やシンボルとなるような樹木
- ・神社等と一体となった樹木
- ・集落内で、皆の集いの場となる緑陰を提供している樹木

### ◆ 2. 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観法第8条第2項第5号の規定に基づき、重要公共施設の整備に関する事項を定めます。

道路や河川、公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設の中で、良好な景観形成において重要な公共施設については施設管理者との協議の上、重要公共施設として指定し、その整備にあたっては本計画の方針に沿った整備を行ってもらうよう努めます。

景観重要公共施設は以下の施設とし、各施設の景観形成の基本的な考え方を示します。

#### ①村道4号線（外周道路）

村道4号線は、北大東島を一周しながら太平洋を眺望でき、北大東島の内陸部の景観を連続的に楽しむことができる重要な道路で、北大東の観光を振興させる意味でも道路空間並びに沿道の景観形成へ重点的に取り組む必要があります。

#### ②県道 184 号線及び村道 2 号線

県道 184 号線及び村道 2 号線については、空港から港地区を結ぶ道路の一部を担い、村の幹線となり多くの人を通る道であることから、景観計画に基づく植栽や占有物のデザインなど沿道の景観形成に努めます。

#### ②江崎港、西港、北港

休憩所や公園等の施設整備を行う際は、景観計画に基づく景観形成に努めるとともに、既存の施設についても修景を促すものとします。

#### ③北大東漁港

大規模な土地造成を伴うことから、周辺環境へ配慮するとともに、擁壁等は周辺に馴染んだ景観となるよう修景を促します。また、当該施設は観光漁業等新たな産業の拠点となることから、地域の素材や植栽を活用し北大東らしい景観形成に努めます。

#### ④空港

空港は、島の玄関口であることから訪れる人が北大東らしさを感じ取れるよう、植栽をはじめ、ゲットウの香りや大東太鼓の音で出迎えるなど、もてなしの気持ちをこめた景観形成に努めます。

### ◆ 3. 景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

本村の大半の土地利用を農地が占めており、農村景観は本村の骨格をなすもので、村を印象づける重要な景観資源であるとともに、農地は人々の生活の糧であり村の産業を支える重要な生産基盤です。また、食の自給自足に向けた新たな農業の展開や、景観や生産に配慮した防風防潮林の活用等、農村景観は変化しつつあります。

このような中、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため「景観農業振興地域整備計画」の策定について検討します。







## 第7章 計画の実現に向けて

### ◆ 1. 推進に向けての考え方

本村における景観形成は、地域住民が自から村を良くしていきたくとの思いを大切に、地域の自発的な活動による景観づくり（村全体の景観形成）と、北大東村らしさを村内外の方に強くアピールし、村民の意識啓発や村外の方に本村に良い印象を持ってもらうため、積極的に行う景観形成（重点地区や公共公益施設等による先導的な景観形成）を行います。これらの相乗効果により、本村の景観形成を推進していくものとします。

このため、景観形成の手引きやガイドラインを作成し普及啓発に努めるとともに、今後、重点地区等における景観協定や準景観地区の指定に向けた検討を行います。特に燐鉱石採掘産業遺構が多く残る港地区については、同遺構群の保全措置を早急に講じながら、景観形成に関する地域住民の意向把握・調整を行うなど、準景観地区指定及び重要文化的景観の指定に向け継続的に取り組む必要がある。

### ◆ 2. 関連法令等の活用

本村の自然海岸、<sup>ながまく</sup>長幕を含む斜面緑地、池や湿地、農地等島の骨格のなす景観は、森林法、文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律によって守られています。自然景観はこれら法律によって今後とも保全を図るとともに、景観計画に基づき良好な景観形成に努めます。

これらの法制度が及ばない集落地域については、景観法に即した良好な景観形成を図ります。

### ◆ 3. 村民による自主的な景観形成の推進と支援

北大東村全体として、良好な景観形成を進めるためには、届出対象となる行為の範囲に関わらず、村民や産業・文化・行政等の各種の主体が本計画の方針を共有し、自主的に景観形成に努めていくことが望まれます。

このため、届出対象とならない小規模な建築物の建築、土地の形質変更等の行為についても、景観形成の方針に則って行われるように、わかりやすく、覚えやすい景観形成の手引きやガイドラインを作成し、普及することが必要です。

特に、重点地区については先導的な景観形成をすすめ、北大東村全体の景観形成のモデルとする必要があることから、公共公益施設におけるモデル事業の実施、手引きやガイドラインの普及徹底を図り、住民の自主的な取り組みを誘発する中で、景観協定の策定、準景観地区の設定等を誘導していくことが望まれます。

届出対象行為の景観形成基準の厳守徹底を含め、こうした取り組みを推進するためにも、地元の素材を活用した緑化や景観形成活動を支援していくことが必要になります。例えば、次の様な取り組みが考えられます。

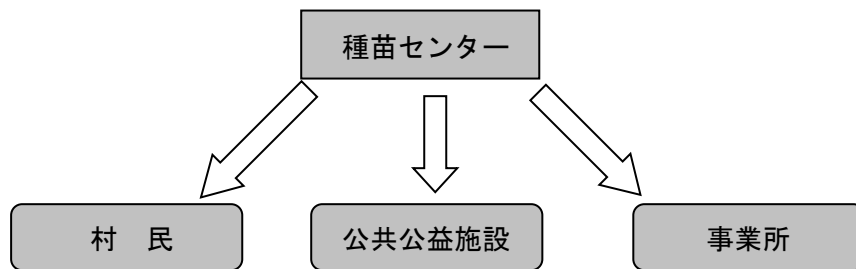
#### （1）植栽による修景

ビロウ・アダン等の北大東らしい樹木、果樹・花をつける木や月桃などの産業に貢献する植栽

を、屋敷林、生け垣、街路樹、沿道植栽、防風防潮林、ため池などの修景植栽等に活用する取り組みを促進するために、種苗センターからの苗の提供、住民による公共施設の植栽管理等の体制を整えます。

**【植栽による修景】**

- ・種苗センターより苗の提供を受け、屋敷林、生け垣、街路樹、沿道植栽、防風防潮林等の修景に活用します。

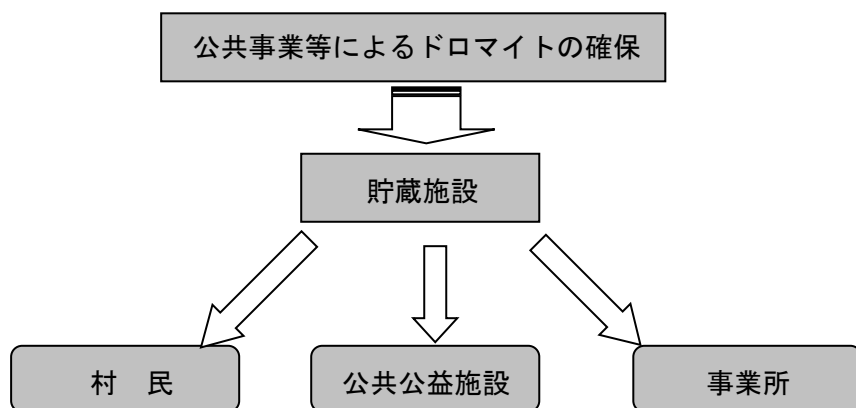


**(2) ドロマイトの活用**

公共工事から発生するドロマイトを、建築物等の素材や農地の法面素材等に活用する取り組みを促進するために、島内の事業所等の協力を得て切りだしたドロマイトの保管、加工を円滑に行うための体制を整えます。

**【ドロマイトによる修景】**

- ・公共工事により掘り出された資材を加工、貯蔵し利用できるようにします。



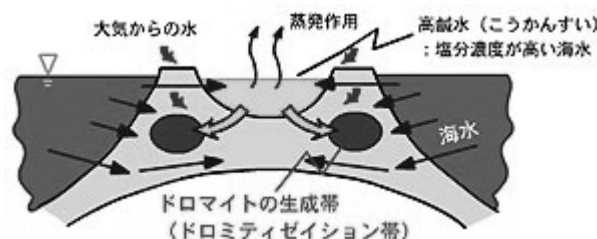
こうした取り組みを通して、法に基づく、景観協議会や景観整備機構の設立につなげていくことが必要になります。



**ドロマイトとは**

ドロマイトはサンゴなどが堆積した石灰石中のカルシウムが、海水中のマグネシウムに交代され生成したと考えられています。東北大学、箕浦先生によれば、赤道直下の海底火山の噴火によりできた海山にサンゴなどが積もったあと、サンゴ礁の中央にできた湖の中の海水が、蒸発作用によって塩分濃度が高くなり、サンゴ礁などの堆積物に浸み込み、そこでカルシウムが、マグネシウムに交代され、ドロマイトが生成しました。

ドロマイトの主な用途は、鉄鋼、ガラス、肥料などの他、コンクリート、道路用骨材に使われています。この他、食品添加、サプリメント（マグネシウム、カルシウム）として活用されています。

**◆ 4. 国や県との連携強化及び役場内における体制づくり**

本村は農業基盤整備を始め道路、公園、漁港整備など公共事業が多く、これらは島の景観形成への影響が大きいことから、良好な景観形成を図るため関係機関との連携強化を図ります。

また、役場内の連携を図り景観形成への横断的な取り組みが図られるよう体制づくりを行います。